

令和7年度 佐賀県武雄市 観光誘客チャレンジ補助金

【観光誘客分野・歴史文化観光誘客分野】 活動支援事業・ブランド化事業

「新たなイベントや企画」「食・特産品の開発やブランド化」の観光誘客に寄与する事業を募集

対象事業

事業期間：令和7年6月2日～令和8年3月31日

武雄市への誘客拡大に向けて、新たなチャレンジや資源の磨き上げを行う事業

【観光誘客・歴史文化観光誘客】

①イベント、企画等の「活動支援事業」

※一過性の単発イベントや特定の者のみに寄与すると認められる企画（活動）は対象外

②食、特産品、土産品、サービス、観光資源等の「ブランド化事業」

応募資格

- ・武雄市内に本店、または主たる営業所や活動拠点を置く法人、個人事業者や団体、地域のまちづくり団体（まちづくり協議会、自治会、区長会など）等
- ・納税義務者においては市税等滞納がないこと
- ・各事業活動において必要な各種許認可、登録、資格、免許等を有すること
- ・代表者や役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律及び佐賀県暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員等でないこと

助成金額

事業に必要な経費（広告費や材料費など）の1/2以内を補助（補助上限額500,000円、1,000円未満の端数は切捨て）

ただし、地域まちづくり団体が行う観光資源の磨き上げ事業については、事業に必要な経費の2/3以内を補助（補助上限額は500,000円、1,000円未満の端数は切捨て）

※人件費及び企画・開発等に関係のない食糧費などは対象外。当市他制度との重複は不可。
どの経費が補助対象になるかは事前協議が必要です。

募集期間令和7年4月1日（火）から令和7年5月12日（月）締め切り

申請された事業については、「観光誘客」「武雄市のPR効果」「実現性」「継続性」等項目により審査し、交付決定（令和7年5月中旬ごろ）いたします。

申請書類

A 申請時に提出

支払時期は原則「請求書」の受領後、30日以内。

- ①補助金等交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書
- ③収支予算書等

応募
フロー

A申請

交付決定

実施

B
実績報告

確定通知
お支払い

B 事業実施後に提出

- ④実績報告書（様式第3号）
- ⑤補助金交付請求書（様式第5号）
- ⑥事業の様子が見える写真・領収書

申請書等の様式は、
武雄市のホームページからダウンロードできます。
<http://www.city.takeo.lg.jp/>

ご応募

武雄市営業部 観光課

お問合せ

〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和805番地（武雄市観光協会内 観光課観光振興係）

E-mail: syoukougankou@city.takeo.lg.jp TEL 0954(22)0101 FAX 0954(23)9726